

世田谷区ガイドライン第5の2

2. 宿泊者の安全の確保（法第6条関係）

（1） 下表に従い、非常用照明器具の設置、防火の区画等の安全措置を講じること。

（詳細は、様式2チェックリストを参照）

（表）届出住宅の建て方と規模等に応じた安全措置の適用要否

安全措置の内容 （国土交通省告示 第1109号の条 項）	届出住宅の建て方と規模等			
	一戸建ての住宅、長屋		共同住宅、寄宿舍	
	家主同居 ^{※1} で宿 泊室の床面積が 50㎡以下	左記以外	家主同居 ^{※1} で宿 泊室の床面積が 50㎡以下	左記以外
非常用照明器具 （第1）	×	宿泊室、宿泊 室からの避難 経路（宿泊室 から地上に通 ずる部分）は 原則必要 ^{※2}	×	宿泊室、宿泊 室からの避難 経路（宿泊室 から地上に通 ずる部分）は 原則必要 ^{※2}
防火の区画等 （第2第1号）	×	○ ^{※3} 複数のグルー プが複数の宿 泊室に宿泊す る場合のみ	×	○ ^{※3} 複数のグルー プが複数の宿 泊室に宿泊す る場合のみ
その他の安全措置	○ 宿泊者の使用に供する部分等の 床面積や階数が一定以下である 届出住宅の場合は不要		×	

○：原則措置が必要

×：特段の措置不要

※1 表中の、「家主同居」とは、届出住宅に住宅宿泊事業者が居住しており、不在と
ならない場合を指す。

※2 次のいずれかに該当する場合は不要

- ・ 外気に開放された通路
- ・ 宿泊室、避難経路以外の室
- ・ 以下のa)～c)のいずれかに該当する居室
 - a) 下記すべてを満たす居室
 - ・ 避難階又は避難階の直上、直下階の居室であること
 - ・ 採光に有効な開口部の面積の合計が居室の床面積の1/20以上であるこ
と
 - ・ 避難階では、居室の各部分から屋外の出口に至る歩行距離が30m以下、
避難階の直上、直下階では居室の各部分から屋外への出口等に至る歩行距
離が20m以下であること

- b) 床面積が30㎡以下の居室で、地上への出口を有するもの
- c) 床面積が30㎡以下の居室で、地上まで通ずる部分が下記のいずれかに該当するもの
 - ・ 非常用の照明装置が設けられたもの
 - ・ 採光上有効に直接外気に開放されたもの

※3 消防法令に基づき自動火災報知設備等が設置されているなど、告示第2第1号本文但書に該当する場合を除く。

(2) 届出住宅に避難経路を表示すること。

届出住宅に、避難経路を表示（消防法施行令別表第1（5）項イに該当する場合、東京都火災予防条例に基づく掲出が必要であり、同条例に規定する事項を満たす場合は避難経路図と兼用可）するとともに、宿泊者に対して避難場所等に関する情報提供を行うこと。